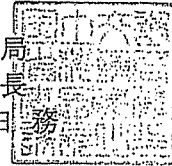


国海安第10号
平成21年4月21日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長
秋田 務



「船舶設備規程の一部を改正する省令」及び
「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示」
について（通知）

「船舶設備規程の一部を改正する省令」及び「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示」が平成21年4月27日に公布される予定ですので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶設備規程の一部改正について

1. 経緯

近年、我が国近海において、水中翼型超高速船(ジェットfoil等)が航行中に流木や鯨類と衝突する事故が相次いでおり、水中翼船のより安全な運航を確保することが重要となっている。

これらの状況に鑑み、国土交通省、学識経験者、運航事業者等からなる「超高速船に関する安全対策検討委員会」において、「衝突を回避するための対策」及び「衝突した場合の被害を低減するための対策」について、ハード及びソフトの両面から検討を行い、平成18年8月、衝撃吸収効果の高い座席、シートベルトの開発に向けた「中間取りまとめ」が行われた。

今般、同委員会の下に設置された「超高速船安全対策ワーキンググループ」において、水中翼船の衝突時の被害軽減のための椅子席用ベルトの要件及びその他の一般の高速船の椅子席用ベルトの要件の検討結果が取りまとめられたことを受け、船舶設備規程について以下の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 総トン数

高速旅客船を定義する際に用いる総トン数は、トン数法第五条第一項の総トン数(国内トン)とする。(船舶設備規程第1条関係)

(2) 客席の種類を椅子席に限定

高速旅客船(下表左欄の総トン数区分に応じ、右欄に掲げる速力以上の最強速力を有する旅客船)及び水中翼船に設ける客席を椅子席のみに限る。(船舶設備規程第97条関係)

総トン数	最強速力
20トン以上50トン未満	25ノット以上
50トン以上100トン未満	30ノット以上
100トン以上800トン未満	35ノット以上

(総トン数20トン未満及び800トン以上の船舶には適用しない。)

(3) 椅子席へのベルトの設置の義務化

椅子席(客室及び操舵室に設けられる椅子席)の基準に以下の要件を追加する。

<要件>

① 水中翼船の椅子席へのベルトの設置(船舶設備規程第98条及び第115条の23の2関係)

水中翼船の椅子席には、衝突時に拘束力を保持するベルトを備え付けることとする。

② 高速旅客船の椅子席へのベルトの設置(船舶設備規程第98条及び第115条の23の2関係)

高速旅客船の椅子席には、衝撃時に乗船者が前方に移動することを防止するためのベルトを備え付けることとする。

3. スケジュール

公布・施行：4月27日(月)

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正について

1. 経緯

近年、我が国近海において、水中翼型超高速船(ジェットfoil等)が航行中に流木や鯨類と衝突する事故が相次いでおり、水中翼船のより安全な運航を確保することが重要となっている。今般、水中翼船の衝突時の被害軽減のための椅子席用ベルトとの要件及びその他の一般の高速船の椅子席用ベルトの要件等を規定するための船舶設備規程の改正を行う。

この改正において、船舶設備規程第百十五条の二十三の二(船橋からの視界等)が、改正後は第百十五条の二十三の三となるため、当該条文を引用している「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示」を一部改正する。

2. 改正の概要

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示中の「規程第百十五条の二十三の二」を「規程第百十五条の二十三の三」に改正する。(第二条及び第三条関係)

3. スケジュール

公布・施行：4月27日(月)